

須坂市観光PRキャラクター「須坂がりゅう」使用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、須坂市の観光PR・振興、須坂市産品の振興・販路拡大を目的とした「須坂市観光PRキャラクター『須坂がりゅう』」（以下「須坂がりゅう」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「須坂がりゅう」とは、別紙デザインシートに掲げるイラスト及び、立体化などしてこれを展開したもの、並びに「須坂がりゅう」の写真及び動画（以下「イラスト等」という。）とする。

（権利の帰属）

第3条 「須坂がりゅう」に関する一切の権利は、一般社団法人 信州須坂観光協会（以下「観光協会」という。）に属する。

（使用の申請等）

第4条 「須坂がりゅう」を使用しようとする者は、あらかじめ観光協会長（以下、「会長」という。）の許諾を受けなければならない。ただし、公益目的（非営利）の使用で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用し、「須坂がりゅう」を明記させた場合、この限りではない。

1. 観光協会の事務局が使用するとき
2. 須坂市役所が業務で使用するとき
3. 須坂市役所が構成員となっている団体が使用するとき
4. 学校教育法第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき
5. 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
6. 観光協会が主催又は共催となって実施するイベント等で使用するとき
7. 著作権法に定める「著作権の制限」の個人利用に該当するとき
8. その他会長がその使用を適当と認めたとき
9. 前項の許諾を受けようとする者は、所定の使用申請書に企画書や見本等の必要書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（使用の許諾）

第5条 会長は、申請内容を審査し、趣旨に沿って使用するものと認めるときは、使用の許諾をすることができる。ただし、デザイン統一のため修正を求める場合や、使用方法について条件を付すことがある。2. 会長は、使用の可否を決定したときは、申請者に書面にて通知するものとする。

（使用許諾の制限）

第6条「須坂がりゅう」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として許諾しないものとする。

1. 観光協会又は「須坂がりゅう」のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき
2. 法令、公序良俗に反すると認められるとき
3. 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき
4. 暴力団員または社会的非難されるべき関係を有する者が使用するとき
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業等に使用するとき
6. 第三者の利益を害すると認められるとき
7. 「須坂がりゅう」の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき
8. 特定の商品を観光協会が推奨していると誤認されるおそれがあるとき
9. デザインの改変(ポーズ、色、縦横比の変更等)その他使用方法が不適当と認められるとき
10. その他会長が不適当と認めるとき
11. 食品について申請があった場合は、須坂市内で生産、製造又は販売される場合に限り許諾するものとする。

(使用許諾の特例)

第7条 営利目的であっても、商品パッケージやグッズ等への使用により、須坂市の振興や製品の販売促進に寄与すると認められるときは、使用を許諾することができる。2. 使用できるイラストは原則としてデザインシートに掲載するものに限る。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用許諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 許諾された内容のみに使用すること。
2. 完成品(困難な場合は写真等)を提出すること。
3. 原則として、イラストに近接して「須坂がりゅう」と表記すること。
4. 営利目的の場合は、対象物に許諾番号(例:©須坂市観光協会 須坂がりゅう #XXXX)を明示すること。
5. 許諾を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(使用期間)

第9条 使用期間は、許諾の日から2年以内とする。2. 期間満了後も引き続き使用する場合は、改めて申請し許諾を受けなければならない。

(使用料)

第10条「須坂がりゅう」の使用料は、無料とする。

(許諾内容の変更)

第11条 使用者が許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更申請書を提出し、許諾を受けなければならない。

（使用許諾の取消し）

第12条 会長は、使用者がこの規程や許諾条件に違反した場合、虚偽の申請をした場合、または第6条各号に該当するに至った場合は、許諾を取り消し、使用物件の回収等を請求することができる。2. 観光協会は、許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（免責及び損害賠償）

第13条 観光協会は、使用許諾に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。2. 使用者は、商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、全責任を負うものとする。3. 使用者が故意又は過失により観光協会に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第14条 この規程に関する事務は、須坂市観光協会事務局において行う。

附則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。